

徒

〔4年〕

ながく

いみとじゅく

▼歩で歩く。

徒歩：車に乗らずに、足で歩くこと。
例 徒歩旅行

律

〔6年〕

つき出る

いみとじゅく

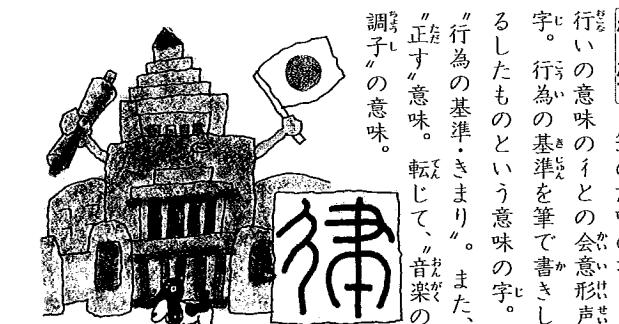
▼きまり。おきて。

法律：国が決めた、きまり。
規律：団体が秩序を保つための、きまり。



なりたち 行く意味のイと、足の意味のヒと、土との会意形声字。土の上を足で歩いて、「下級の人々」。また、車馬がないところから「空(む)しい」。ただ、いたずらに「の意味に用いられる。

信徒：ある宗教を信じて従う人々。
徒弟：親方の下で仕事を見習う二。
徒競走：かけくらべ。かけつ二。



なりたち 筆の意味の筆と、行いの意味のイとの会意形声字。行為の基準、つまり。また、行為の基準を筆で書きしるしたものと、調子の意味。

徒手：手に何も持たないこと。
徒手だけ。例 徒手体操
徒食：仕事をせず、遊んで暮らすこと。
例 無為徒食

戒律：仏教で、僧侶が守るべきより。誰もが当然として守っているきまり。
不文律：文章化されていない、の、きまり。

微

〔5年〕

おんビ
はねる

13画 行 仙 仙 𠂔 微 微

いみとじゅく

▼小さい。かすか。
微小：非常に小さいこと。
微細：非常に細かいこと。
微力：①力量が小さいこと。
②自分の力量をへりくだつていう言葉。用例 微力なが

徵

〔5年〕

おんチヨウ

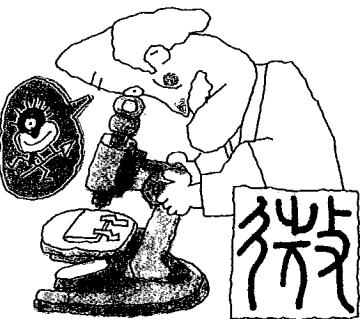
14画 行 仙 仙 徵 徵 徵

いみとじゅく

▼召す。取り立てる。
徵用：国家が国民を召し出しこと。
徵兵：国家が国民を一定期間兵役につかせること。
兵制：軍隊につかせること。

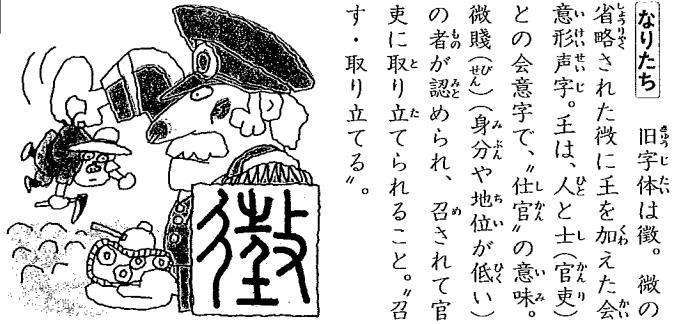
ミニ知識 律令(りつりゆう)＝奈良時代の法律。刑罰に關する「律」と、それ以外のきまり「令(りょう)」とからなる。

よみかた 律動・一律・調律し。
用例 美しい旋律。
旋律：メロディーの詠語。ふ



なりたち 本字は徵。端の意味の端の変形した字と、棒を持つて打つ意味の文との会意字。棒で打つて先端が「小さくなる」ことを表したもの。
小さい・かすか・ひそか・かくれる」の意味がある。

▼いやしい。身分の高い人が、人に知らないよう、密かに外出すること。おしのび。
微笑：かな物を見るための道具。
顯微鏡：目に見えないほど小さな物を見るための道具。



なりたち 旧字体は徵。徵の意味で、仕官の意味。
微賤：身分や地位が低い人の者が認められ、召されて官吏に取り立てられること。召す・取り立てる。

▼ほのかなしるし。きざし。
徵税：税金を取り立てること。
徵收：①金を集め、収めること。
②国などが税金や罰金を取り立てること。
徵候：物事が起る前ぶれ。

徒

〔5年〕

つき出る

いみとじゅく